

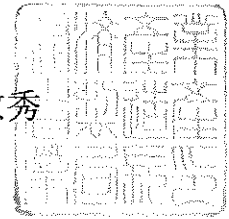
経済産業省

20160705 貿局第4号
平成28年7月7日

日本繊維産業連盟
会長 下村 彬一 殿

貿易経済協力局長 寺澤 達也

製造産業局長 糟谷 敏秀



北朝鮮に主たる事務所を有する法人等又はこれらが実質的に支配する法人等に対する支払行為の禁止等について

我が国は拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決を目指し、本年2月、我が国独自の対北朝鮮措置を発表しました。これを受け、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下、「外為法」という。）に基づき、北朝鮮に主たる事務所を有する法人等又はこれらのものにより実質的に支配されている法人等に対する支払は、人道目的かつ10万円以下の場合を除き、原則禁止する措置を実施しております。こうした我が国独自の対北朝鮮措置の内容を改めて理解いただき、外為法の法令遵守の徹底をお願いします。

また、上記措置の趣旨を踏まえ、海外に所在する北朝鮮人労働者の雇用等を通じて北朝鮮を支援する法人等との取引については、慎重な対応を行うようお願いいたします。

なお、本年3月に採択された国際連合安全保障理事会決議第2270号は、(i) 資産凍結の対象となる北朝鮮の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル計画等に関与する者の追加、(ii) 制裁回避を支援等した個人の自国からの追放、(iii) 制裁対象に指定された団体の代表事務所の閉鎖等、北朝鮮に対する制裁措置の

大幅な追加・強化を定めています。各国によるこのような措置の対象となり得る個人・団体との直接的又は間接的な取引についても、慎重な対応を行うようお願いいたします。

(参考)

「我が国独自の対北朝鮮措置について」(平成28年2月10日発表)

「外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮向けの支払を原則禁止とする措置について」(平成28年2月19日閣議了解)

「国際連合安全保障理事会決議第2270号」外務省告示第67号(平成28年3月11日)(抄)